主 文 本件異議の申立を棄却する。 理 由

本件異議申立の趣旨および理由は、申立人名義の異議申立書記載のとおりであるから、これを引用する。

よつて、刑事訴訟法四二八条三項、四二六条一項により、本件異議の申立を棄却 することとし、主文のとおり決定する。

(裁判長判事 矢部孝 判事 佐藤孝太郎 判事 阿部市郎右)